船橋市有価物回収助成金交付要領

（目的）

第１条　この要領は、船橋市有価物回収登録業者基準に基づき登録された有価物回収業者に対し、市が算定する助成金を交付することにより、その経営基盤の安定をはかり、もって一般廃棄物の減量運動を促進することを目的とする。

（助成金交付対象品目）

第２条　助成金交付対象品目は、新聞紙、雑誌、段ボール、古着、紙パック及び雑がみとする。

（助成金の額及び助成金の交付の期間）

第３条　助成金は、１か月を単位として交付するものとし、助成金の額は、市が指定した有価物集積所の回収を実施したとき、１日につきあらかじめ回収に必要な人件費、運搬車両関係費等により定める額（以下「基本額」という。）に回収日数を乗じて得た額から別に定める基準により算定した当該月の卸売商買入金額を差し引いた額とする。ただし、助成金は、予算の範囲内において交付することとし、当該月の助成金の額は、別に決定した日額の助成限度額（以下「限度額」という。）に当該月の回収日数を乗じて得た額を限度とする。なお、基本額を算定するに当たり、消費税及び地方消費税相当額を含めないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、基本額に回収日数を乗じて得た額を卸売商買入金額が上回った月がある場合の翌月以降の助成金の額は、同項の規定により算出した額から当該上回った額（以下「余剰金」という。）に達するまで減じた額とする。

３　前項の余剰金については、船橋市有価物回収協同組合（以下「組合」という。）により当該年度末まで保持するものとし、年度末における余剰金については、全額市に納付するものとする。

４　基本額及び限度額は、回収必要経費、卸売商買入金額等に変動が生じ、変更の必要が認められるときはあらたに定めるものとする。

（助成金の交付方法）

第４条　助成金は、組合を通じて交付するものとする。

（交付申請）

第５条　組合は、毎月７日までに前月分を船橋市有価物回収助成金交付申請書（第１号様式）により、台貫を証明する書類を添えて申請しなければならない。

（助成金交付の可否の決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市有価物回収助成金交付決定通知書（第２号様式）により組合に通知する。

（交付請求）

第７条　組合は、前条の規定により交付決定を受けたときは、速やかに船橋市有価物回収助成金交付請求書（第３号様式）により、請求しなければならない。

（助成金の交付）

第８条　市長は、前条の規定に基づき請求を受理したときは助成金を交付する。

（交付決定の取り消し等）

第９条　偽りその他不正手段により交付決定を受け、又は交付を受けたときは、市長は交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を船橋市有価物回収助成金返還命令書（第４号様式）により返還させるものとする。

（補足）

第１０条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１９ 年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

（第１号様式）

船橋市有価物回収助成金交付申請書

年　　月　　日

船橋市長　　あて

（所在地）
（団体名）
（代表者名）

年　　月分の有価物回収において、下記のとおり申請いたします。

記

助成金交付申請額　　円

説明

回　収　日　数	日	実施日は別紙のとおり	
卸売商買入総金額	円	１日あたりの平均金額	円
総　回　収　重　量	Kg	内訳は別添のとおり。	
助 成 金 交 付 額			
余　剰　金　額		残 余 剰 金 額	

（別添）

回収実施日　　年　　月分

日	曜日	実施日	天気	回収重量(kg)	卸売商買入金額(円)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
１０						
１１						
１２						
１３						
１４						
１５						
１６						
１７						
１８						
１９						
２０						
２１						
２２						
２３						
２４						
２５						
２６						
２７						
２８						
２９						
３０						
３１						
計		日	晴れ　日 雨　　日			

（別添）

回収重量　　年　　月分

品　　目	回収重量 (kg)	卸売商買入 平均単価 (円)	買入金額 (円)	備　　考
新聞紙				
雑　　誌				
段ボール				
古　　着				
紙パック				
雑がみ				
合　　計				

（第２号様式）

船橋市有価物回収助成金交付決定書

船橋市指令第　　号

年　　月　　日

（所在地）

（団体名）

（代表者名）　　様

船橋市長

年　　月　　日付、申請のありました船橋市有価物回収助成金について下記のとおり交付決定しましたので通知いたします。

記

１．助成対象年月　　年　　月分

２．回 収 日 数　　日

３．助 成 金 額　　円

（第３号様式）

船橋市有価物回収助成金交付請求書

年　　月　　日

船橋市長　　あて

（所在地）

（団体名）

（代表者名）

年　　月分の有価物回収助成金を下記のとおり請求します。

記

請　求　金　額　　円

第４号様式

船橋市有価物回収助成金返還命令書

第　　号
年　　月　　日

様

船橋市長　　印

船橋市有価物回収助成金交付要領第９条の規定により、下記のとおり助成金の返還を命ずる。

記

１．返還すべき金額　　円

２．返還期限

３．返還を命ずる理由

４．返還方法

５．交付決定年月日　　年　　月　　日

６．文書番号　　第　　号

７．交付決定額　　円

８．既交付額　　円

９．交付確定額　　円